

## 質問に対する回答(2)

番号	質問事項	質問に対する市の見解
1	<p>副本及びプレゼンテーションボードにおける「会社名等が判断できる表現」の禁止規定について確認します。</p> <p>当該規定は、提案者であるJV構成員名を指すものであり、外部の採用製品の製造者名(見積根拠・安全性・維持管理性を示す目的で記載するため)までは対象に含まれない、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご指摘の禁止規定に関しては、JV構成員以外の外部製品の製造者名等に関しても、適用されるものとします。</p> <p>JVの構成員及びそれ以外の製造者名等についても記載はしないようにお願いします。</p>
2		
3		